

建設・解体工事業者の皆様へ

石綿障害予防規則および大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体等工事施工時における石綿飛散防止の規制が強化されます。



令和3年(2021年)4月から段階的に施行

< 規制強化の内容(主なもの)と施行日 >

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行	令和5年10月1日施行
共通	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査¹方法の法定化等 作業基準²の強化 作業記録等の作成・保存等の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の行政への報告等を義務化 事前調査結果報告の義務違反に対する罰則 	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者³による事前調査の実施を義務化
石綿則 (労働安全衛生法)	<ul style="list-style-type: none"> 計画届の提出をレベル2建材まで拡大⁴ など 		
大防法	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有成形板等(レベル3建材)が規制対象に追加⁵ 作業基準等違反に対する罰則の強化⁶ 		

1：事前調査は、改正以前から石綿(アスベスト)の有無にかかわらず全ての解体等工事で必要

2：石綿則においては、令和2年10月より一部施行(石綿含有けい酸カルシウム板第1種、成形板等)

3：建築物石綿含有建材調査者等 4：大防法においては、従前から届出義務有り

5：作業基準が適用(石綿則においては、従前から規定有り) 6：直接罰の創設等(石綿則においては、従前から規定有り)

< 建築材料区分ごとの規制内容 >

特定建築材料等の区分	作業時の飛散のおそれ	石綿則および大防法に基づく規制		
		事前調査 ・行政への報告 ・事前調査結果の掲示	作業基準 の遵守	届出
吹付け石綿	特に高い (レベル1) 	義務あり	義務あり	義務あり
石綿含有断熱材	高い (レベル2) 	義務あり	義務あり	義務あり
石綿含有保温材				
石綿含有耐火被覆材				
石綿含有成形板等 (石綿含有仕上塗材含む)	比較的低い (レベル3) 	義務あり	義務あり	—
その他の建築材料 (石綿を含まない建材)	—	義務あり	—	—

詳細は、以下のホームページ等をご覧ください。

石綿障害予防規則(石綿則)はこちら(厚生労働省ホームページ)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

大気汚染防止法(大防法)はこちら(滋賀県ホームページ)

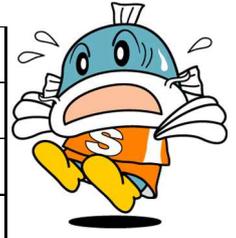
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/315325.html>



石綿障害予防規則（石綿則）と大気汚染防止法（大防法）の規制内容について

工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存				
事前調査結果の発注者への説明				
事前調査に関する資格者要件				← R5.10.1 施行
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)		1	2	← R4.4.1 施行
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)				
計画の届出(工事開始の14日前まで)		3	3	3



← R5.10.1 施行

← R4.4.1 施行

(凡例)
: 石綿則
: 労働安全衛生法
: 大防法

- 1: 床面積 80m²以上の解体工事または請負金額 100 万円以上の改修工事に限る
- 2: 請負金額 100 万円以上の特定工作物の解体工事または改修工事に限る
- 3: 吹付石綿等(レベル1 建材)または石綿含有保温材等(レベル2 建材)に限る(なお、大防法の届出義務は発注者に有り)

工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る)

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去	石綿含有建材なし
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示						←
石綿作業主任者の選任・職務実施						
作業者に対する特別教育の実施						
作業場所の隔離						
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認						
作業時に建材を湿潤な状態にする						
マスク、保護衣等の使用						
関係者以外の立入禁止・表示						
石綿作業場であることの掲示						
作業者ごとの作業の記録・40年保存						
取り残し等の確認 ⁴						
作業実施状況の写真等による記録・3年保存						
発注者への作業結果の報告						
作業者に対する石綿健康診断の実施						

要注意

この項目は石綿含有の有無にかかわらず必要

(凡例)
: 石綿則
: 大防法

⁴: 大防法では必要な知識を有する者による確認



R3年3月一部修正版

届出・相談窓口

作業を実施する地域	大気汚染防止法	石綿障害予防規則 労働安全衛生法
大津市	大津市役所 環境政策課 077-528-2735	大津労働基準監督署 077-522-6641
草津市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県南部環境事務所 077-567-5444	
高島市	滋賀県高島環境事務所 0740-22-6066	東近江労働基準監督署 0748-22-0394
湖南市、甲賀市	滋賀県甲賀環境事務所 0748-63-6134	
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	滋賀県東近江環境事務所 0748-22-7758	彦根労働基準監督署 0749-22-0654
彦根市、甲良町、豊郷町、多賀町、愛荘町	滋賀県湖東環境事務所 0749-27-2255	
長浜市、米原市	滋賀県湖北環境事務所 0749-65-6650	滋賀労働局健康安全課 077-522-6650
全般事項について	滋賀県庁環境政策課 077-528-3357	